

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定等に関する審査基準

（趣旨）

- 1 静岡県健康福祉審議会が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第 1 項及び静岡県健康福祉審議会運営要領第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づく事務に関して静岡市長に対し意見を述べようとするときは、この基準に定めるところに従って行うものとする。

（医療機関）

- 2 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成 18 年厚生労働省告示第 65 号。以下「療担規定」という。）に基づき、適切な医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、原則として現に更生医療の対象となる身体障害者の治療を行っていること。

（設備及び体制）

- 3 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、更生医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

- （1）耳鼻咽喉科に関する医療を担当する医療機関にあつては、オーディオメーター及び遮音室を有していること。
- （2）口腔に関する医療を担当する医療機関にあつては、育成医療・更生医療を主として担当する者が歯科医師の場合には、耳鼻咽喉科、麻酔科等の医師によるチーム編成ができるような体制の整った医療機関であること。
- （3）心臓血管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。
- （4）心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

- （5）腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器並びに専用のスペースを有していること。
- （6）腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と

血液浄化装置(機器)を備えていること。

(7) 小腸に関する医療を担当する医療機関にあつては、在宅中心静脈栄養法を実施する保険医療機関であり、緊急事態に対応できるような体制がとられていること。

(8) 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第63号)で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

(9) 歯科矯正に関する医療を担当する医療機関にあつては、頭部X線規格写真撮影装置及びパントモ撮影装置を有していること。

(10) 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制であること、特に患者や家族に対するカウンセリング体制が整備されていること。

また、次の事項についても配慮すること。

ア 当該医療機関内外の診療科との連携が図れること。

イ 院内感染防止等の観点から、エイズ患者等の診療のための機器及び備品や、医療従事者を保護するためのゴーグル、手袋、マスク等やディスプレイの器具等が整備されていること。

ウ カウンセリング体制の整備については講習を受けた医師及び看護師等が配備されていること。

(11) 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であること。

また、次の事項についても配慮されていること。

ア 十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。

イ 通路、待合室など、構造設備等が身体障害者に配慮されたものであること。

ウ 公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構(CPC)の認定する認定薬剤師が1人以上いること。

(12) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者若しくは介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)にあつては、原則として現に更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

(更生医療を主として担当する医師若しくは歯科医師又は薬剤師)

4 更生医療を主として担当する医師若しくは歯科医師又は薬剤師が、次に掲げる要件を

満たしていること。

- (1) 当該医療機関における常勤の医師若しくは歯科医師又は薬剤師であること。
- (2) 医師又は歯科医師にあつては、それぞれの医療の種類の特任科目につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後から通算して5年以上あること。

また、それぞれの医療の種類の特任科目につき、十分な臨床実績を有すること。

なお、適切な医療機関とは、大学専門教室(大学院を含む。)、医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさすものであること。

- (3) 整形外科、形成外科、神経内科・小児神経科・神経科、心臓血管外科、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても審査し、要件とすること。

ア 整形外科に関する医療

「広告が可能な医師及び歯科医師の特任性に関する資格名等について」(平成14年7月17日医政総発第0717001号医政局総務課長通知)により広告することができる専門医の資格(以下「専門医の資格」という。)を有する医師であること。

イ 形成外科に関する医療

専門医の資格を有する医師であること。

ウ 神経内科・小児神経科・神経科に関する医療

これまでの診療経験と、更生医療で対象としている医療内容とに関連が認められること。

エ 心臓血管外科に関する医療

これまでの臨床経験と、更生医療で予定している医療内容とに関連が認められること。

オ 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

カ 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あり、かつ、適切な医療機関において人工透析に関する研修を受けていること。

キ 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

ク 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

ケ 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

コ 歯科矯正に関する医療

これまでの口蓋裂の歯科矯正の臨床内容と更生医療で対象としている医療内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。